

入札公告

下記のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定により公告します。

本件は、「受注希望型競争入札に係る低入札価格調査制度事務処理試行要領」(以下「低入札調査試行要領」という。)に基づく失格基準価格を適用します。その概要は以下の1、2のとおりです。

- 1 予定価格が50万円を超えWTO適用基準額未満の建設工事に係る委託業務
(1)「低入札調査試行要領」第7により算定した失格基準価格を下回る価格の入札者は失格となります。
(2)「低入札調査試行要領」第6により算定した低入札価格調査基準価格を下回る価格の落札候補者は、低入札価格調査を実施します。
- 2 1(2)の調査に係る資料が提出されない場合等は、入札の無効(失格)又は入札参加停止等の措置を行います。詳細については「建設コンサルタント等の業務に係る受注希望型競争入札公告[共通事項]」をご覧ください。
- 3 本件は、「建設工事等における入札参加者全員を対象とする資格要件の抜打ち審査」の対象案件です。抜打ち審査の実施を決定した場合は、発注機関の長より通知しますので、あらかじめご承知ください。
- 4 本業務は、委託業務等成績評定の対象・対象外です。

また、本入札は同時応札した者への再委託を禁止する入札の試行案件です。なお、当該者への再委託(軽微な内容で従来から承認を要しないものを除く)が判明した場合には、契約違反として入札参加停止とします。

令和 8年(2026年) 9月10日

佐久建設事務所長

記

- 入札の方式 総合評価落札方式(技術者実績等簡易Ⅱ型)
- 1 業務の概要
- (1) 業務名 令和7年度 国補地すべり対策(大規模特定)事業に伴う測量業務
- (2) 業務箇所名 富士見平 小諸市 滝ノ窪(2)
- (3) 業務概要 基準点測量 3級基準点測量 N=6点 4級基準点測量 N=14点
地形測量 A=0. 150km² 路線測量 L=0. 50km 深淺測量 N=13測線
- (4) 履行期間 契約日の翌日から約120日間
- (5) 支払条件 前金払 委託契約書(案)第35条の規定に基づき業務委託料の3割の範囲内で前金払する。ただし、業務委託料が50万円未満の業務を除く。

部分払 行わない。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

長野県建設コンサルタント等の業務入札参加資格を有する者のうち、次に掲げる要件を「入札公告日から落札決定日まで」すべて満たしていることが必要です。

(1)	入札参加資格業種	測量
(2)	業者登録に関する要件	測量業者の登録を受けていること

入 札 公 告

(3)	配 置 技 術 者 に 関 す る 要 件	主任技術者として次の技術者を配置できること ・測量士
(4)	同 種 業 務 の 実 績 に 関 す る 要 件	なし
(5)	県 業 務 の 契 約 実 績 に 関 する 要 件	なし
(6)	営 業 所 の 所 在 地 に 関 す る 要 件	東信地区に本店を有していること
(7)	そ の 他 の 参 加 資 格 要 件	公告日時点で所属測量士が3人以上いる者

3 入札手続等

手 続 等	期間・期日・期限	場 所
設計図書等の ホームページ等 への掲載	令和 8年 9月10日(木)から	入札情報システムアドレス: https://www.pref.nagano.lg.jp
	閲覧のみとする書類 なし 注)1のとおり	
質問書の受付	令和 8年 9月10日(木)から 令和 8年 9月15日(火)午後5時まで	佐久市跡部65-1 佐久建設事務所 総務課 FAX番号:0267-63-3128 sakuken-somu@pref.nagano.lg.jp
回答の閲覧	令和 8年 9月11日(金)から 注)2のとおり 最終回答期限 令和 8年 9月17日(木)	入札情報システムアドレス: https://www.pref.nagano.lg.jp
入札書の提出方法	電子入札のみ	
入札書等提出開始日及び 入札書等提出期限	①入札書等提出開始日 令和 8年 9月18日(金) 注)3のとおり ②電子入札書等提出期限 令和 8年 9月28日(月) 午後1時まで 注)4のとおり	
開 札 日 時	令和 8年10月 1日(木) 午前9時から 注)5のとおり すべての開札状況は、入札情報システムへ 掲載します。	

入札公告

予定価格、開札後公表設計書、価格以外の評価結果の公表	令和 8年10月 2日(金)	
予定価格、価格以外の評価結果に対する疑義申立て	令和 8年10月 2日(金)から 令和 8年10月 5日(月) 正午まで	佐久市跡部65-1 佐久建設事務所 総務課 FAX番号:0267-63-3128 sakuken-somu@pref.nagano.lg.jp
開札状況の公表予定日	令和 8年10月 6日(火)	
落札予定日	令和 8年10月13日(火)	注)6のとおり
入札結果の公表	落札決定した日の翌日	注)7のとおり

- 注) 1 閲覧時間は、長野県の休日（平成元年長野県条例第5号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とします。
- 2 質問内容により回答の閲覧（入札情報システムへの掲載）に日数がかかる場合があります。ただし、最終回答期限までには必ず回答します。
- 3 質問回答におきまして、入札のための積算に関わる事項をお知らせすることがありますので、当該日までの質問回答をご承知のうえ、入札書等の提出を行ってください。
- 4 県がシステム・サポート可能な時間は午前9時から午後5時（休日を除く。）です。入札手続きは、システム・サポート可能な時間内で、入札書受付締切日時までに行ってください。
- 5 開札日当日の入札案件数又は入札者数により開札時間が遅れる場合があります。
- 6 落札候補者決定のための入札参加資格要件審査により変更する場合があります。
- 7 開札状況及び入札結果は、長野県公式ホームページ（入札情報システム）（<https://www.pref.nagano.lg.jp>）に掲載するとともに、発注機関において閲覧により公表します。
- 8 価格以外の評価結果（技術提案に対する評価を除く）について疑義がある場合は、結果を公表された日を含めて2日間（休日を含まない）の受付期間（受付最終日の締め切り時間は正午とする）に、自らの評価点のうち価格以外の評価項目（技術提案項目を除く）について、以下のとおり発注機関の長に対して説明を求めることができます。

ア 受付場所 別記「入札担当（問合せ先）」に同じ。

イ 受付方法 原則として総合評価落札方式実施要領で規定する「価格以外の評価に係る疑義について（様式17号）」に必要事項記載の上FAXにより提出してください。その際、疑義の根拠資料を合わせて提出してください。

ウ 回答方法 原則としてFAXにより回答します。

4 本件は総合評価落札方式実施要領に基づく入札であり、必要な入札条件を次項以下に示します。

1) 総合評価の落札者決定基準（評価項目及び配点）

総合評価の落札者決定基準は、別添1に記載のとおりです。

入 札 公 告

2) 入札時に提出が必要な資料

規定している要領等	入札時の提出資料等	注意事項
受注希望型競争入札実施要領	①入札書 ②業務費内訳書	(1) 電子入札の場合 ②は、通常の受注希望型競争入札同様に「入札書」の内訳書欄にファイルを添付して提出してください。 ③は、電子入札システムで直接入力してください。ファイルを添付する必要はありません。 ただし、何らかの原因により電子入札システムで直接入力できない場合は、別記「入札担当(問合せ先)」へ連絡、確認を取ったうえで、価格以外の評価点申請書(様式5-3)を「入札書」の申請書等の欄に添付して提出してください。様式5-3は、長野県公式ホームページの「総合評価落札方式様式集」(https://www.pref.nagano.lg.jp/gijukan/kensei/nyusatsu/kokyokoji/juchu/kibogata/sogo/yousiki.html)に掲載しているファイルを使用してください。 併せて、電子入札システムの改善のため、電子入札システムで直接入力できないことが分かる資料(スクリーンショット等)も提出してください。(上記URLに参考様式を掲載) ファイル容量は全体で3MB以下としてください。
総合評価落札方式実施要領	③価格以外の評価点申請	(2) ①②③のいずれかの資料を提出しない者の入札書は無効となります。ただし、電子入札システムで直接入力できないことが分かる資料(スクリーンショット等)は、この対象とはしない。 (3) ③の内容により採点するため、③の記入に当たっては内容を十分精査してください。

3) 落札者決定方法及び落札候補者資格審査時に提出が必要な資料

本件においては、総合評価点算定基準に基づく総合評価点の最も高い者を落札候補者とします。ただし、落札となるべき同点の入札をした者が2人以上ある時は、建設コンサルタント等の業務に係る受注希望型競争入札公告[共通事項]7(4)による方法により落札候補者を選定します。

落札候補者の入札参加資格要件及び総合評価の価格以外の評価項目の内容を審査し、当該要件等を満たしていることが確認できた場合に、当該落札候補者を落札者として決定しますので、発注機関の長から指示のあった者は、指示があった日の翌日から起算して2日以内(休日を除く。)に、次に掲げる書類を持参提出してください。

規定している要領等	落札候補者の提出資料等	注意事項
受注希望型競争入札実施要領	「建設コンサルタント等の業務に係る受注希望型競争入札公告[共通事項]」の「10 落札候補者からの入札参加資格要件審査書類の提出」の記載によります。	
総合評価落札方式実施要領	価格以外の評価点を確認する以下の資料 別添1に記載の提出書類	左記確認資料において、内容に相違があった場合は評価点を減点修正し、総合評価順位が入れ替わる場合は、落札候補者取消し通知書(様式5-8号)により落札候補者通知を取り消します。 なお、価格以外の評価点申請に記載した配置技術者の変更は、同等の要件を満たす技術者以外は認められません。

入 札 公 告

4) 価格以外の評価内容の確保等

① 発注機関の長は、落札候補者との契約前に価格以外の評価内容を満足しない事実が確認された場合は、当該落札候補者を取消すことがあります。

② 発注機関の長は、契約人が技術提案等の内容を満足できなかった場合にあっては以下のとおり取り扱うものとします。

ア 評価項目の内容に著しい差異があるときは、契約約款第43条第6号による契約解除を行うことができるものとします。

イ 虚偽記載等明らかに悪質な行為があった場合には、入札参加停止等の措置を講ずることとします。

ウ 工期短縮等の技術提案の評価点、又は工事成績等簡易型及び技術者実績等簡易型における価格以外の評価点を再計算し総合評価点が変わらないように減額変更します。

エ 工事(業務)成績評価においてマイナス評価とします。

③ 自然災害等の不可抗力の場合を除き、技術提案等の内容によることが困難で業務費が増額する場合にあっては、設計変更等は原則行わないものとします。

5) その他

① 価格以外の評価項目は、案件個別に業務内容に応じて設定項目及び配点を定めており、「長野県総合評価技術委員会」において審査した結果であるため設定内容については変更しません。

② 本件は、「受注希望型競争入札に係る低入札価格調査制度事務処理試行要領」に基づく失格基準価格等を適用します。

5 設計図書等の優先順位等

入札公告している設計図書等(閲覧設計書、特記事項(特記仕様書を含む)、数量計算書、設計図面)について、設計図書等間に食い違いがあった場合、入札見積りに関しての優先順位は、案件ごとの公告文等に特別な記載がある場合を除き、次に記すものを原則とします。なお疑義がある場合は、入札者は質問期間中に質問を提議し、発注者から回答を得るものとしてください。

○ 食い違いがあった場合の優先順位

- 1 質問回答
- 2 特記事項(特記仕様書を含む)
- 3 閲覧設計書
- 4 数量計算書
- 5 設計図面

(※質問期間中以外の質問及び意見について公告内容に反映させることは、入札の公平性を保つため原則として行わないこととしますのでご留意願います。)

6 その他の入札条件

上記に定める以外は、「建設コンサルタント等の業務に係る受注希望型競争入札公告[共通事項]」、「建設コンサルタント等の業務に係る受注希望型競争入札 入札心得」、「総合評価落札方式に関する質問・回答」(Q&A)、「受注希望型競争入札に関する質問・回答」(Q&A)及び「長野県電子入札システム利用規約」に示すとおりです。

7 入札担当(問合せ先)

佐久建設事務所 総務課
電話番号 0267-63-3171

佐久市跡部65-1
担当 鈴木

8 設計図書等の入手方法について

入札情報システムのダウンロード機能による工事設計図書等の頒布期間は、公告の日から1年間です。

総合評価の落札者決定基準(評価項目及び配点)

各項目の基準日は、別に規定する場合を除き公告日現在とします。
(公告日現在で、実績・資格等その事実が確定していることとします。)
※ 電子入札システム・評価点申請画面で管理技術者氏名を必ず記載すること。

評価項目		配点	評価点の算定方法																				
価格点		97.0点	価格点＝配点×調査基準価格／入札価格[小数点以下第3位四捨五入2位止め] ただし、調査基準価格を下回る入札については次の式を用いる。 価格点＝配点×入札価格／調査基準価格[小数点以下第3位四捨五入2位止め] ※1 調査基準価格とは、受注希望型競争入札に係る低入札調査試行要領第6による低入札価格調査基準価格とする。 ※2 入札価格とは、各応札者の入札価格とする ※3 応札額が予定価格(消費税及び地方消費税を除く)を超えた者、低入札調査試行要領に基づき失格基準価格未満で失格となった者及び受注希望型競争入札実施要領に基づき無効となった者を除いて計算する。																				
価格以外の評価点	業務成績	2.0点	評価点＝ 2点×(業務成績点－60)／(最高業務成績点－60) [小数点以下第3位四捨五入2位止め] ※1 業務成績点は、入札者の長野県発注業務の過去2か年に完了した業務のうち業種ごと評価する評価対象業種が一致する業務成績評定点を単純平均して求める。[小数点以下第1位四捨五入整数止め] 評価対象業種は測量です。 なお、過去2か年の件数が5件未満の場合は過去4か年とする。[小数点以下第1位四捨五入整数止め] <table><tr><th>業務成績点の対象となる過去2か年の期間</th><th>公告日</th></tr><tr><td>令和6年1月1日から令和7年12月31日まで</td><td>令和8年4月1日～令和8年6月30日</td></tr><tr><td>令和6年4月1日から令和8年3月31日まで</td><td>令和8年7月1日～令和8年9月30日</td></tr><tr><td>令和6年7月1日から令和8年6月30日まで</td><td>令和8年10月1日～令和8年12月31日</td></tr><tr><td>令和6年10月1日から令和8年9月30日まで</td><td>令和9年1月1日～令和9年3月31日</td></tr><tr><th>業務成績点の対象となる過去4か年の期間</th><th>公告日</th></tr><tr><td>令和4年1月1日から令和7年12月31日まで</td><td>令和8年4月1日～令和8年6月30日</td></tr><tr><td>令和4年4月1日から令和8年3月31日まで</td><td>令和8年7月1日～令和8年9月30日</td></tr><tr><td>令和4年7月1日から令和8年6月30日まで</td><td>令和8年10月1日～令和8年12月31日</td></tr><tr><td>令和4年10月1日から令和8年9月30日まで</td><td>令和9年1月1日～令和9年3月31日</td></tr></table> ※2 最高業務成績点は、全入札者中で業務成績点が最高の者の点数とする。 ※3 業務成績点が84点以上の場合、業務成績点及び最高業務成績点を84点として計算する。(評価点の計算において、84点を上限とする。) ※4 業務成績点が60点の場合及び過去4か年に業務成績評定点がない場合の評価点は0点、60点未満の場合の評価点はマイナスとする。 ※5 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領別表1－1(粗雑工事、契約違反)に該当し、第6により通知された入札参加停止期間の最終日が見直し基準日の3か月以前から3か月遡った間に含まれる場合、業務成績評定点を0点とする。	業務成績点の対象となる過去2か年の期間	公告日	令和6年1月1日から令和7年12月31日まで	令和8年4月1日～令和8年6月30日	令和6年4月1日から令和8年3月31日まで	令和8年7月1日～令和8年9月30日	令和6年7月1日から令和8年6月30日まで	令和8年10月1日～令和8年12月31日	令和6年10月1日から令和8年9月30日まで	令和9年1月1日～令和9年3月31日	業務成績点の対象となる過去4か年の期間	公告日	令和4年1月1日から令和7年12月31日まで	令和8年4月1日～令和8年6月30日	令和4年4月1日から令和8年3月31日まで	令和8年7月1日～令和8年9月30日	令和4年7月1日から令和8年6月30日まで	令和8年10月1日～令和8年12月31日	令和4年10月1日から令和8年9月30日まで	令和9年1月1日～令和9年3月31日
	業務成績点の対象となる過去2か年の期間	公告日																					
	令和6年1月1日から令和7年12月31日まで	令和8年4月1日～令和8年6月30日																					
令和6年4月1日から令和8年3月31日まで	令和8年7月1日～令和8年9月30日																						
令和6年7月1日から令和8年6月30日まで	令和8年10月1日～令和8年12月31日																						
令和6年10月1日から令和8年9月30日まで	令和9年1月1日～令和9年3月31日																						
業務成績点の対象となる過去4か年の期間	公告日																						
令和4年1月1日から令和7年12月31日まで	令和8年4月1日～令和8年6月30日																						
令和4年4月1日から令和8年3月31日まで	令和8年7月1日～令和8年9月30日																						
令和4年7月1日から令和8年6月30日まで	令和8年10月1日～令和8年12月31日																						
令和4年10月1日から令和8年9月30日まで	令和9年1月1日～令和9年3月31日																						
主任技術者 手持ち業務量	-2.0点	下記a、bの点数の合計を加点する。ただしaとbの点数の合計は－2.0点を下限とする。 a 長野県事業の手持ち業務において管理技術者又は主任技術者である業務量(業務件数)×(－0.2点) : 0～－2.0点 b 長野県事業の手持ち業務において照査技術者又は担当技術者である業務量(業務件数)×(－0.1点) : 0～－2.0点 ※ 業務量は、公告日時点の合計で評価する。 【落札候補者資格審査時の提出書類】配置技術者の手持ち業務量調書(様式5-12号)																					
地域要件	1.0点	a 佐久地域振興局管内に本店のある者 : 1.0点 b 上記a以外で東信地区内に本店のある者 : 0.75点																					
小 計		3.0点																					
総合評価点		100点	総合評価点 ＝ 価格点 ＋ 価格以外の評価点																				